

開発建設部(建設系)における工事の 総合評価方式等の運用がドライインについて

下地博明¹・高良友健²

1 開発建設部 技術管理課 (〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号)

2 開発建設部 技術管理課 (〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号)

沖縄総合事務局開発建設部(建設系、以下同じ)における工事の総合評価方式について、平成17年10月に運用版を作成し、本格導入を図ってきたところであるが、「公共工事における総合評価活用検討委員会」(国土交通省)において、「総合評価方式の改善に向けて」(平成20年3月)がとりまとめられたことを受け、沖縄総合事務局開発建設部における工事の運用ガイドライン(平成21年度版)として改定を行ったものである。

1. はじめに

1. 背景

(1) 指名競争入札時代

公共工事の発注手続きについては、明治の頃より約100年以上に渡り、指名競争入札が主として採用されてきた。指名競争入札は、発注者が工事特性を勘案し、優れた実績を有する信頼性の高い企業を指名し、価格競争を実施する方式である。指名競争においては、企業が良い仕事をすることにより実績が積まれ、更なる受注機会の拡大につながるため、結果として、品質が確保された調達となり、受発注者間の信頼関係が構築されていた。一方で指名による入札参加者の限定は、談合の誘発、新規参入が難しい等の問題があった。

(2) 一般競争入札の拡大

近年の公共事業削減により、企業間の受注競争が激化する中、直轄工事において談合事件が発生し、指名競争入札が談合の温床となっているのではないかとの声が高まっていた。その対応策として、透明性・競争性を確保するため、一般競争入札の拡大が進められてきた。

一般競争入札は、競争性の確保、入札談合の抑制効果が期待される反面、施工能力の劣る企業、不誠実な企業の排除が困難なことや、入札審査等の事務手続きに時間を要する等の課題があった。

また、一般競争入札の拡大は、不良・不適格業者の参入、競争激化によるダンピング受注を頻発させ、結果として品質低下や施工不良の発生につながることが懸念された。

(3) 品確法の成立

ダンピング受注は、社会資本の品質低下による国民の安全・安心を阻害する恐れがあるとともに、下請け企業へのしわ寄せや経費削減による労働条件の悪化等、建設業全体の疲弊、ひいては社会全体への影響が懸念されていた。このような状況の下、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という)が施行され、国土交通省においては、入札契約手続きに価格と技術力を評価し、落札者を決定する総合評価方式の導入に取り組むことになった。

2. 総合評価方式について

これまでの指名競争入札、一般競争入札においては、価格のみによる競争により落札者を決定していた。総合評価方式は、予定価格の範囲内において、価格と技術力による評価値を求め、落札者を決定する方式である。(図-1)

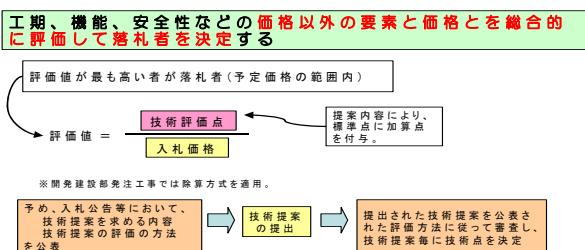


図-1 総合評価方式における落札者の決定

なお、総合評価方式には、簡易型、標準型、高度技術提案型の3方式があり、工事特性に応じていずれかの方式を選択することとしている。(図-2)

工事特性に応じた総合評価方式の選択

1. 簡易型
技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、 発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力 を求める場合に適用
2. 標準型
技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、 発注者が示す標準案に対し、特定の課題について施工上の工夫等の技術提案 を求め、工事の品質をより高めることを期待する場合に適用 発注者が 標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とする
3. 高度技術提案型
技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、 特定の課題について構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案 を求め、工事の品質をより高めることを期待する場合に適用 技術提案に基づき予定価格を作成する

図-2 工事特性に応じた総合評価方式の選択

3. 当局における総合評価方式の導入

開発建設部における総合評価方式の導入については、平成17年4月1日の「品確法」の施行を受け、同年9月30日に国土交通省において、品質確保促進ガイドラインが作成されたことに伴い、当局として同年10月に「総合評価方式の運用(案)」(開発建設部版)を作成し、本格的に導入を図っている。

導入率については、平成17年度11.2%、平成18年度99.5%、平成19年度100%、平成20年度100%と推移しており、現在、ほぼすべての工事を総合評価方式で実施しているところである。(表-1)

表-1 一般競争入札(総合評価方式)現在の実施状況

○開発部建設部(建設系)(予定価格250万円以上、随意契約を除く)

年度	①契約件数	②一般競争入札	③工事希望型	④通常指名	一般競争の実施率 ②/①
H20	217	217	0	0	100.0%
H21	42	42	0	0	100.0%

※H21は、H21年5月31日までに契約した工事を対象

指名競争入札から一般競争入札へ移行する中で頻発していたダンピング受注の問題は、総合評価方式の導入後においても多発していた。その対策として平成18年12月に、国土交通省より「緊急公共工事品質確保対策」が打ち出された。当局においても施工体制確認型や特別重点調査の導入を行い、低価格入札対策の強化を図ってきたところである。施工体制確認型の導入により、低入札価格者との契約はなくなり、一定の成果を得ているところである。施工体制確認型の実施率は、平成18年度

12.6%、平成19年度82%、平成20年度99.1%と現在、ほとんどの工事に適用している状況にある。(表-2)

表-2 一般競争入札(総合評価方式〔施工体制確認型〕)の実施状況

○開発部建設部(建設系)(予定価格250万円以上、随意契約を除く)

年度	①契約件数	②総合評価方式	③総合評価方式(施工体制確認型)	総合評価方式の実施率 ②/①	総合評価方式(施工体制確認型)実施率 ③/①
H20	217	217	215	100.0%	91.1%
H21	42	42	42	100.0%	100.0%

※H21は、H21年5月31日までに契約した工事を対象

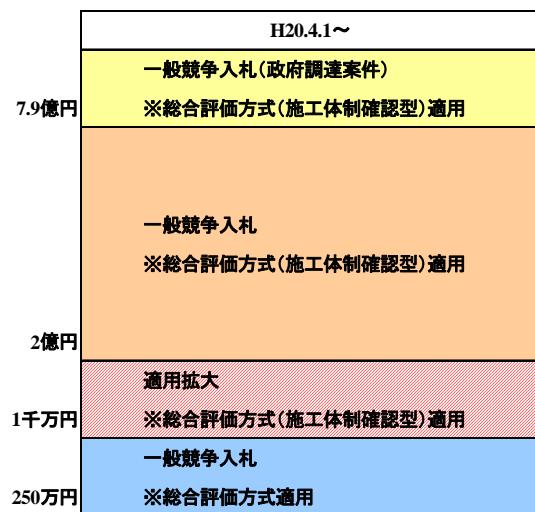


図-3 入札方式の適用図

総合評価方式がほぼ全ての工事において適用されているなか、「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」においては、工事特性をふまえた課題設定やタイプに応じた評価のあり方についての更なる改善案として、平成20年4月1日付「総合評価方式の改善に向けて」が取りまとめられた。開発建設部においても運用の見直しを行い、「沖縄総合事務局開発建設部の工事における総合評価方式の運用ガイドライン(案)」(平成21年度版)として改定を行った。

4. これまでの運用ガイドライン

平成17年10月運用における総合評価方式の種類は、簡易型3タイプ、標準型1タイプ、高度技術提案型3タイプとなっていた。(表-3)

表-3 総合評価方式の種類 (旧運用 (H17.10月))

簡易型	I型	標準案の範囲内で「施工計画上の課題」について原則1課題を設定し、技術提案を求める。
	II型	標準案の範囲内で「施工計画上の課題」について原則2課題を設定し、技術提案を求める。
	III型	標準案の範囲内で「施工計画上の課題」について原則3課題を設定し、技術提案を求める。
標準型	標準案の範囲内で「施工計画上の課題」について原則3課題を設定し、技術提案を求める。	
	標準案の範囲内で「企業の高度な技術力（VE提案）」について課題を設定し、技術提案を求める。	
高度技術提案型	III型	標準技術による標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を企業に求める事により社会的便益が相当程度向上することを期待する工事。
	II型	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、一つの構造・工法に絞り込みず、企業に対し、幅広く技術提案を求める工事。
	I型	通常の構造工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合に、企業の高度な技術力を求める工事。

また、これまでの運用における課題として、以下の様な状況が確認されていた。

- 簡易型にもかかわらず、標準案以上の優れた提案となっているかどうかを評価している例がある。
(該工事の特徴が一般的であるため、無理矢理課題を設定等。)
- 簡易型における「施工計画」の課題と標準型における「企業の高度な技術提案を求める」問題との境界があいまいとなっている例が見られる。
(課題を設定し「技術提案」を求めるが手続き期間を短縮するため、簡易型を選択等。)
- 技術的な課題が特にないが、工事規模（予定価格）等により標準型を選定している例が見られる。

5. 運用ガイドライン（平成21年度版）

- これまでの問題点を踏まえ、新運用ガイドラインでは次の点について見直しをおこなった。(図-4)
- 従来の簡易(I、II、III)型、標準型を簡易型、標準(I、II)型にタイプを見直した。
 - 主に金額によるタイプ選定であったものを技術的難易度に基づくタイプ選定に見直した。

総合評価方式タイプの見直し

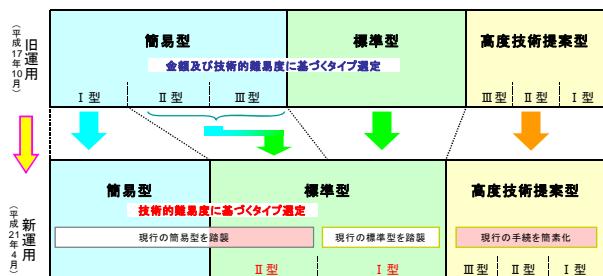


図-4 総合評価方式タイプの見直し

5-1. 総合評価方式の種類及び概要

総合評価方式の種類を「簡易型」「標準II型」「標準I型」「高度技術提案型」の4タイプとし、工事の技術的難易度に応じて、いずれかのタイプを選定する事とした。(表-4)

表-4 総合評価方式の種類 (新運用 (H21.4月))

簡易型	技術的難易度が普通以下で、標準案の範囲内で「施工配慮すべき事項」について、技術資料を求める。 (※従来の簡易I型を踏襲)
標準型	技術的難易度がやや高く、「施工計画」について原則1課題を設定し、技術提案を求める。 (※従来の簡易II、III型を踏襲)
	技術的難易度が高く、「施工計画」及び「企業の高度な技術力（VE提案）」について複数課題を設定し、技術提案を求める。 (※従来の標準型を踏襲)
高度技術提案型	標準技術による標準案に対し、高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を企業に求める事により社会的便益が相当程度向上することを期待する工事。 (※従来の高度技術提案型III型と同じ)
	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、一つの構造・工法に絞り込みず、企業に対し、幅広く技術提案を求める工事。 (※従来の高度技術提案型II型と同じ)
	通常の構造工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合に、企業の高度な技術力を求める工事。 (※従来の高度技術提案型I型と同じ)

(1)簡易型

- a)簡易型は、技術的難易度が普通以下で、発注者が示す仕様（標準案）に基づき適切で確実に施工を行う能力を求める場合に適用する。
- b)施工計画は、当該工事の施工が可能かどうかの確認（段取りや手順の適否）のみに用い、点数化しない。
- c)配置予定技術者のヒアリングは上記の中でも技術的難易度が比較的高く、配置予定技術者の技術力が求められる工事についてのみ行う。

(2)標準Ⅱ型

- a)標準Ⅱ型は、技術的難易度がやや高く技術提案を求ることにより社会的便益の向上が期待できる場合（標準型）のうち、施工計画における課題と個々の課題の難易度を勘案して、複数の課題あるいは難易度の高い技術が必要な技術提案を求める場合に適用する。
- b)配置予定技術者のヒアリングは技術的難易度が比較的高く、配置予定技術者の技術力が求められる工事についてのみ行う。

(3)標準Ⅰ型

- a)標準Ⅰ型は、技術的難易度が高く技術提案を求ることにより社会的便益の向上が期待できる場合（標準型）のうち、施工計画における課題と個々の課題の難易度を勘案して、複数の課題あるいは難易度の高い技術が必要な技術提案を求める場合に適用する。
- b)配置予定技術者のヒアリングは原則として実施する。

(4)高度技術提案型

- a)特に高度な技術提案を要する工事は、民間企業の優れた技術を活用することにより工事の品質の向上を目指すものであり、工事規模の大小にかかわらず技術的難易度の高い工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案（VE 提案を含む）を求め、ライフサイクルコスト、工事目的物の耐久性、強度、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等を評価項目として技術提案を評価し、入札価格と総合的に評価する。
- b)より優れた技術提案するために発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行う手続や、技術提案をもとに予定価格を作成する。
- c)技術的評価は「企業の高度な技術力」により行うこととする。

5-2. 総合評価方式のタイプ選定

従来の総合評価方式のタイプ選定は、金額を主体とし、それに技術的難易度を考慮して実施されていたが、新運用ガイドラインでは金額は考慮せず、「工事技術的難易度評価表」（図-7）を活用した技術的難易度のみによりタイプ選定を行う方式に改定した。タイプ選定フローを図-5及び図-6に示す。

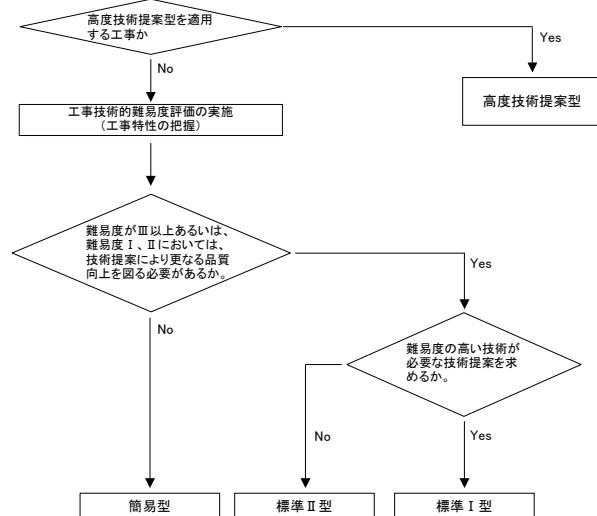


図-5 総合評価方式タイプ選定フロー

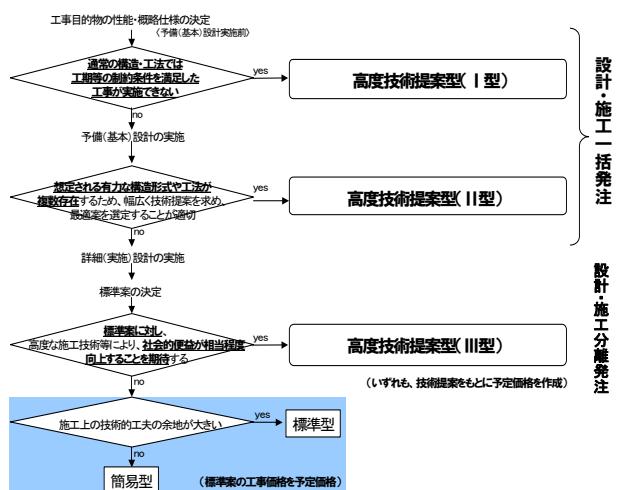


図-6 高度技術提案型タイプ選定フロー

入札契約方式			
工事名			
負担行為件名コード			
請負業者名	契約金額(最終) 工期(最終) CORINS登録番号		
評価項目			
大項目	評価	小項目	評価
評価内容			
1. 構造物条件	①規模 ②形状 ③その他 ④工法等 ⑤その他		
2. 技術特性	①工法等 ②その他		
3. 自然条件	①湧水・地下水 ②軟弱地盤 ③作業用道路・ヤード ④気象・潮汐 ⑤その他		
4. 社会条件	①地中障害物 ②近接施工 ③騒音・振動 ④水質汚濁 ⑤作業用道路・ヤード ⑥環境作業 ⑦その他		
5. マネジメント特性	①他工区調整 ②住民対応 ③関係機関対応 ④工程管理 ⑤品質管理 ⑥安全管理 ⑦その他		
6. 特別配慮事項	—		
工事区分	技術的難易度評価 「易、やや難、難」評価		

【小項目の評価方法】
 以下の3ランクの評価を行う。
 A:特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
 B:困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
 C:一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

図-7 工事技術的難易度評価表

6. 今後の課題

今後の課題は以下のとおり

- (1) 見直し後の総合評価方式タイプの適用状況把握。
- (2) 入札契約手続き事務の簡素化検証。
- (3) 更なる問題点の整理及び改善。

7. おわりに

開発建設部における総合評価方式の導入、及びダンピング対策等については、公共工事の品質確保に関し一定の成果を得ているところであるが、今回の運用ガイドラインの改定により総合評価方式タイプ選定の適正化が図られ、競争参加者の負担軽減、審査業務、入札契約手続き事務等の負担軽減がなされるよう期待するところである。

なお、運用ガイドラインについては、今後とも利用者からの意見を踏まえ、適宜追加修正していくたいと考えている。

最後に公共工事の入札・契約制度については現在過渡期にあり、今後も流動的に変化していくものと考えられるが、発注者としての責務である公共工事の品質を確保し、安全・安心な社会資本の調達が安定的に持続可能となる様、取り組んでいきたい。